

し、議会の調査において採用された物的証拠等々について一々反証し、議会の調査により明らかになつた事件の実態について正当な釈明等々を行ひ身の潔白を主張しないのでありますから、議会においては、小野寺議員が議員の身分を失つても致し方ない社会正義に反する事件を引き起こし、それを隠蔽しようとした事実は揺るぎないものとして扱うほかありません。

議会定例会（以下「本年三月市議会議会定例会」といいます。）において報告された大田原市議会議員倫理調査特別委員会報告書の員倫理調査特別委員会報告書のとおりであります。

大田原市議会議員倫理委員会（以下「議員倫理委員会」といいます。）は、小野寺議員が議員倫理を咎められる事件を引き起こしたことにより昨年九月、議員倫理条例第四条の規定に基づき議員倫理審査請求が提出され同条例第五条の規定に基づいて設置されたものです。

さらに、昨年十一月四日付けで議員倫理委員会から審査報告書が行われ、小野寺議員が議員倫理を咎められた事件の実態が明らかになりましたが、同審査報告では更なる調査を行う必要があると付言されたこともあります。

議会においては、厳肅な市民の信託を受けた現職市議会議員の「飲酒運転をして交通事故を起こし、それを隠蔽している疑惑を看過するわけにいかず、議員倫理が咎められることはもとより、議員の身分が奪われかねない社会正義の重大さに鑑み、昨年十一月十一日に開かれた平成二十年第六回大田原市議会臨時会において議決により、自治法第百条の規定に基づく大田原市議会議員倫理調査特別委員会（以下「議員倫理調査特別委員会」といいます。）を設置したと

ころであります。小野寺議員の議員倫理が咎められた事件は、市民との金銭貸借に絡んで自身が告白したことにより市民から飲酒運転をして交通事故を起こしたことが提起されたほかに、新たに自身が、誰もが知りえない秘密を告白した道路交通法違反容疑事件及び市議会会派市民クラブ政務調査委員会不適切使用に関してであります。議会が行つた調査は、いざれも物的証拠等々により事件の申し合わせにより設置された事実を丁寧に調べており、昨年十月三日に開かれた全員協議会議員倫理委員会及び自治法第百条の規定に基づく議員倫理調査特別委員会、議員倫理条例第五条の規定に基づく議員倫理委員会において、小野寺議員が引き起こした事件の実態が明らかになつたのであります。

小野寺議員の言行は厳肅な市民の信託を受けた市議会議員として体を成しておらず、議員倫理条例が定める倫理基準「議員の品位と名誉を害し、市民の信託を著しく損なう行為をしないこと」に違反したことは紛れもない事実であります。

今般、小野寺議員が起こした事件について議会が行つた調査は自治法第百条及び議員倫理条例に基づくものであり、議員倫理条例第四条の規定に基づき

そもそも議員倫理審査は議員倫理条例の定めに基づく議会公務における事件として一元論的に、議員倫理条例第九条の規定に基づくものであります。最も、市議会会員が議長の措置により議員倫理が咎められるだけでは済まされないであります。最も、市議会会員が議員倫理に関する事案においては、厳粛な市民の信託を受けていた現職市議会議員が飲酒運転をして交通事故を起こし、それを隠蔽している疑惑が浮上したことを見過せる筈ではなく、全員協議会の申し合わせにより議員倫理調査特別委員会を設置したほか、法律及び市条例の定めに基づき法律的規制を受ける厳しい状況の下で議員の多くが互いに自身を戒め、議会の自浄作用を發揮して小野寺議員が起こした事件を調査し、適正に議会が持つ自律権（議員倫理条例）が定める議長措置）を行使し多くの市民から信頼される健全な議会運営を行ったところであります。

使用事件については直接、市公金を使用した議員活動であることから、これを併せ咎められた小野寺議員の議員倫理については、議員の資格が否定されても致し方ありません。

二元代表制といわれる地方自治行政の一方を担い、七万九千大田原市民の厳肅な信託を受けた市議会議員として小野寺議員は、ひとえに自らの言行に起因した事件の真相及び自治法第百条違反行為等々に關し当然のこととして真相を明らかにする責務がありながら、これを放棄し、本年三月市議会定例会において議員倫理調査特別委員会の報告が行われてから以後、全く釈明も謝罪等々も行わず、説明責任を果たしておりません。

事ここに至つては、小野寺議員に対して議員辞職を勧告し、失墜してしまった議会の権威及び議員の品位を回復させ、多くの善良な市民が抱いてしまった議会に対する不信感を払拭しなければなりません。

小野寺議員は、道義的、政治的責任の重さ及び説明責任の大さについて公人、市議会議員としての良識を持ち合わせておらず、事態收拾を図るために自己反省を行わないあり様は、市議会議員の身分が許される筈はありません。